

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：郡山市

令和8年6月30日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	102.0%
全職員	79.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.8%
本庁課長相当職	95.7%
本庁課長補佐相当職	98.4%
本庁係長相当職	99.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	105.0%
31～35年	90.5%
26～30年	89.6%
21～25年	91.5%
16～20年	94.8%
11～15年	93.0%
6～10年	93.8%
1～5年	93.8%

【説明欄】

- ①「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、短時間勤務の職員については、その者の週の勤務時間を常勤の週の勤務時間で除した数（週の勤務時間／38時間45分）を職員数としている。
- ②パートタイム会計年度任用職員のうち、日額または時間額で報酬を支給する職員については、雇用形態が多様であり、常勤職員と単純に比較できないため除外している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表となる年度までの年度単位で算出している。

* 特定事業主行動計画を連名で策定した任命権者（市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、上下水道事業管理者）においては、一体的な人事管理のため、合算した数値を掲載している。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある女性職員	20.7%

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
部長・次長相当職	18.4%
課長相当職	22.1%
課長補佐相当職	18.7%
係長相当職	33.7%

IV 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
常勤職員	46.9%

V 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

区分	令和7年度
女性受験者	49.6%

VI 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	96.2%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	0%
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0%	0%	0%	0%
1 週間以上 2 週間未満	4.0%	0%	0%	0%
2 週間以上 1 月以下	52.0%	0%	0%	12.5%
1 月超 3 月以下	32.0%	0%	0%	12.5%
3 月超 6 月以下	8.0%	0%	0%	12.5%
6 月超 9 月以下	4.0%	0%	0%	50.0%
9 月超 12 月以下	0%	63.0%	0%	12.5%
12 月超 24 月以下	0%	37.0%	—	—
24 月超	0%	0%	—	—

2. 男性職員の出産補助休暇及び育児参加休暇取得率

区分	令和7年度
出産補助休暇	77.8%

区分	令和7年度
育児参加休暇	48.1%

Ⅶ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	12.6 時間／月
内部部局等以外	5.6 時間／月

Ⅷ 職員の年次有給休暇の取得日数の状況

区分	令和7年度
常勤職員	12.9 日